

入 札 説 明 書

1 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書等の作成

一般競争入札に参加することを希望する者は、「入札公告」に記載するところに従い、以下に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を入札公告に記載する契約担当課へ1部提出すること。

書類	記 載 内 容 等
同種工事の施工実績調査書(様式第2号)	<p>(ア) 入札公告に記載した「入札参加条件」の「会社の同種工事の施工実績」に掲げる条件を満たす施工実績のうち、代表的な工事を記載すること。</p> <p>(イ) 施工実績の確認資料として、次のとおり添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されているデータ(以下「竣工時カルテ」という。)の写し。 ○ 竣工時カルテの写しを添付することができない場合は、実績証明書又は契約書の写しを添付すること。 ○ 上記のいずれの場合であっても、記載された施工実績が「入札参加条件」を満たしていることを確認できるものでなければならない。 ○ <u>これらの資料で確認できない場合は、さらに契約書の設計書、設計図又は仕様書等(以下「設計図書等」という。)を添付すること。</u> ○ また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資比率が確認できる資料を添付すること。(竣工時カルテの写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資比率が確認できる場合には、添付する必要はない。)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">配置予定技術者に関する調書(様式第3号)</p>	<p>(ア) 入札公告に記載した「入札参加条件」の「配置技術者」に該当する監理技術者又は主任技術者を記載する。入札公告で資格を主任技術者としている場合であっても、契約後に下請代金が4,000万円(建築一式工事にあっては6,000万円)以上になる場合は、監理技術者とする。主任技術者としている場合は、当該金額以上の下請契約はできないので注意すること。</p> <p>なお、申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、3人までの配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別業とすること。</p> <p>(イ) 同一技術者をもって複数の入札申込は認めるが、当該配置予定技術者で申込をした入札案件を落札した場合には、その他の入札案件の入札辞退届を提出すること。(複数の配置予定技術者で申請している場合は、この限りではない。)</p> <p>(ウ) 落札した場合は、配置予定技術者を本件工事に着手から完成まで(工期が変更された場合は変更後の工期末まで。)配置すること。ただし、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない(場合によっては、事情聴取を行う。)。また、配置予定技術者は、他の競争入札等に係る配置予定技術者として入札申込を行っている技術者でないこと(ただし、入札参加資格がないと確認されたもの及び入札が終了したものを除く。)</p> <p>(エ) 配置予定技術者の資格等の確認資料として、次のとおり添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技術検定合格証明書の写し ○ 監理技術者資格者証の写し(表・裏両面の写しとし、所属会社名が申請者となっていることを確認すること。)を添付すること。有効期限が過ぎているものは受理できないので注意すること。 <p>なお、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者の場合は、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所属会社と直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上の雇用関係)を確認できるものの写しを添付すること。 <p>(例) ・健康保険被保険者証 ・雇用保険事業者別被保険者台帳照会 等</p> <p>注：<u>申請書等の提出日前に3ヶ月以上の雇用関係のない者、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は技術者になれない。</u></p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他必要な書類</p>	<p>経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要に応じて添付すること。</p>